

平成28年度

「I o T推進のための新産業モデル創出基盤整備事業  
(ビッグデータを活用した新指標開発事業)」

企画競争募集要領

平成28年6月

経済産業省

# 目次

1.	事業の目的（概要）	- 1 -
2.	事業内容	- 1 -
(1)	ビッグデータを活用した新指標開発実証事業の実施	- 1 -
i)	POS等のビッグデータの収集・加工・維持・提供	- 2 -
ii)	SNS等のビッグデータの収集・加工・維持・提供	- 2 -
iii)	POS等のビッグデータを活用した新指標開発	- 2 -
iv)	SNS等のビッグデータとその解析技術を用いた新指標開発・評価・検証	- 2 -
v)	POS、SNS等のビッグデータ、及び政府統計等を組み合わせた新指標開発	- 2 -
vi)	新指標の算出・公開サービスの実装・提供	- 3 -
①	実証事業の選定及び契約締結	- 3 -
②	実証事業評価委員会の設置	- 4 -
③	実証事業に対する指導、助言、進捗管理等	- 4 -
(2)	ビッグデータの利活用に関する有識者委員会の運営、及び新指標への活用に向けた包括的調査事業の実施	- 5 -
①	ビッグデータの利活用に関する有識者委員会の運営	- 5 -
②	ビッグデータの利活用に向けた包括的調査事業の実施	- 5 -
(3)	成果のとりまとめ・普及活動	- 6 -
3.	知的財産マネジメントに係る基本方針	- 7 -
4.	事業実施期間	- 7 -
5.	応募資格	- 7 -
6.	契約の要件	- 8 -
(1)	契約形態	- 8 -
(2)	採択件数	- 8 -
(3)	予算規模	- 8 -
(4)	成果物の納入	- 8 -
(5)	委託金の支払時期	- 8 -
(6)	支払額の確定方法	- 8 -
7.	応募手続き	- 8 -
(1)	募集期間	- 8 -
(2)	説明会の開催	- 8 -
(3)	応募書類	- 9 -
(4)	応募書類の提出先	- 9 -
8.	審査・採択について	- 10 -
(1)	審査方法	- 10 -
(2)	審査基準	- 10 -

(3)	採択結果の決定及び通知について .....	- 12 -
9.	契約について .....	- 12 -
10.	経費の計上 .....	- 12 -
(1)	経費の区分 .....	- 12 -
(2)	直接経費として計上できない経費 .....	- 14 -
11.	問い合わせ先 .....	- 14 -

平成28年度「I o T推進のための新産業モデル創出基盤整備事業（ビッグデータを活用した新指標開発事業）」に係る企画競争募集要領

平成28年6月28日

経済産業省

大臣官房

調査統計グループ

調査分析支援室

経済産業省では、平成28年度「I o T推進のための新産業モデル創出基盤整備事業（ビッグデータを活用した新指標開発事業）」を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

## 1. 事業の目的（概要）

現下の経済情勢の変化速度は、グローバル化・IT化などによる経済主体の範囲拡大や意思決定・取引活動の迅速化等を通じて、急激に速まっている。

そのため、政府としてもマクロ・ミクロの経済情勢・景気概況やそれらの相関性等の把握のためには、従来からの大まかな属性（産業別、地域別等）ごとの集計で公表までに一定の期間が必要な政府統計・業界統計や、定性的な企業等からのヒアリング情報だけでは十分でなくなりつつある。こうした現状を補完するため、最近のIT技術の進展により活用が可能となって来た民間等保有のビッグデータを基にした、新たな速報性の高い「ナウキャスト（Now-casting、足元予測）」・「フォーキャスト（Forecasting、将来予測）」や膨大な相関分析といった分析手法（アナリティクス）による、マクロ・ミクロの新指標を開発する期待・実現性が急速に高まっている。

本事業では、民間企業が保有するPOSデータ、サイバースペース上に蓄積されているブログやTwitterを始めとしたソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等の書き込み、政府等行政機関が保有する統計情報や行政記録情報等のビッグデータについて、解析技術やAI技術等を活用して分析を行うことで、既存の政府統計の補完、拡充、詳細化を実現し、従来の統計よりも速報性に優れた指標を開発して、政府においては迅速で正確な景気判断・政策決定を、民間においては迅速で的確な経営判断・意思決定を可能とすることを目的とする。

## 2. 事業内容

### （1）ビッグデータを活用した新指標開発実証事業の実施

本事業では、上記の事業目的の実現に向けて、経済産業省及び関係省庁による過去の関連事業等を踏まえ、ビッグデータとその解析技術を活用した新指標の算出、公開の仕組みの構築やそのための基盤整備に向けた実証事業を実施する。

具体的には以下の6テーマについての実証事業を実施する。

i) POS等のビッグデータの収集・加工・維持・提供

個人情報とは紐付かない小売各業態のPOSやeコマースの販売ログデータ等を収集、加工し、下記iii) POS等のビッグデータを活用した新指標開発、及びv) POS、SNS等のビッグデータ、及び政府統計等を組み合わせた新指標開発と連携して加工済みデータの維持、提供を行う。

なお、対象とするPOS等データの種類、及び対象期間は下記の何れかのうち、少なくとも家電大型専門店の内容を含むこと。

- ・百貨店：2014年1月～最新
- ・スーパーマーケット：2014年1月～最新
- ・コンビニエンスストア：2014年1月～最新
- ・家電大型専門店：2014年1月～最新
- ・ドラッグストア：2014年1月～最新
- ・ホームセンター：2014年1月～最新

ii) SNS等のビッグデータの収集・加工・維持・提供

ブログやTwitterを始めとしたSNS等、サイバースペース上に蓄積されている大規模公開情報を収集、加工し、下記iv) SNS等のビッグデータとその解析技術を用いた新指標開発・評価・検証、及びv) POS、SNS等のビッグデータ、及び政府統計等を組み合わせた新指標開発と連携して加工済みデータの維持、提供を行う。

なお、対象とするSNS等、及び対象期間は少なくとも以下の内容を含むこと。

- ・国内主要ブログポータル（日本語）：2007年1月～最新
- ・ツイッター（日本語）：2008年1月～最新

iii) POS等のビッグデータを活用した新指標開発

上記i) POS等のビッグデータの収集・加工・維持・提供と連携し、百貨店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンターのうち、少なくとも家電大型専門店を含む業種のPOS等のデータを活用し、既存の政府統計（商業動態統計調査）を代替・補完し、更に経済現象を捉える極めて高い速報性を有する指標の開発を行う。

iv) SNS等のビッグデータとその解析技術を用いた新指標開発・評価・検証

上記ii) SNS等のビッグデータの収集・加工・維持・提供と連携し、ブログやTwitterを始めとしたSNS等、サイバースペース上に蓄積されている大規模公開情報を利用し、AI技術を活用した言語処理や経済物理学の解析技術等を活用して、ダイナミックに変動する経済現象を捉える極めて高い速報性を有する指標の開発、評価、検証を行う。

v) POS、SNS等のビッグデータ、及び政府統計等を組み合わせた新指標開発

上記i) POS等のビッグデータの収集・加工・維持・提供、及びii) SNS等のビッグ

データの収集・加工・維持・提供と連携し、POS、SNS等のビッグデータ、及び政府等行政機関が保有する統計情報や行政記録情報等（気象情報などオープンデータ）等を利用し、国内販売需要予測やそれに伴う国内生産・輸入に係る供給予測を行うなど、より付加価値の高い新たな指標を開発する。

vi) 新指標の算出・公開サービスの実装・提供

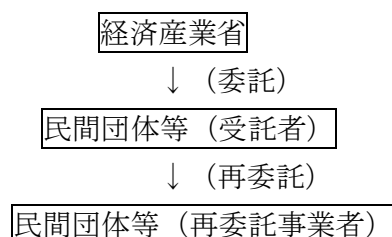
上記 i)、ii) で収集・加工されたビッグデータ、及びiii)、iv)、v) で開発されたアルゴリズムと連携を図り、自立的に新指標を算出・公開するポータルサイトを構築する。

これらのテーマは、専門的知見を必要とすることから、本事業の委託を受けた者（以下、「受託者」）は経済産業省と協議の上、契約後可及的速やかに上記6テーマそれぞれの実証事業を実施する者（以下、「再委託事業者」）を選定し、受託者と再委託事業者との間で委託契約を締結して実施するものとする。

① 実証事業の選定及び契約締結

- ・受託者は、経済産業省との委託契約締結後、各実証事業の課題設定を直ちに行うこととする。課題設定に当たっては、経済産業省と協議の上、決定することとする。
- ・再委託の事業額については、課題に対応した事業内容に応じて変動することも想定されるため、経済産業省と協議の上、決定することとする。
- ・再委託事業者の選定においては、出来る限り競争性かつ透明性の高い仕組みとするよう努めるものとする。
- ・再委託事業実施者の選定後、可及的速やかに当該事業者との再委託契約締結を行う。
- ・なお、本事業の受託者は、事業全体の中立性・公平性を確保するため、本事業に係る再委託費及び外注費の支出先とはなれない。

<事業スキーム>



<再委託事業について>

- ・実証事業の実施者は、明確な課題の設定に基づき、実証するために必要な具体的な基盤を確保していること。
- ・再委託する場合、事業額は1事業当たり1～5千万円程度とし、6件の総額は1.6億円程度（税込）を想定しているため、その旨積算に明記すること。ただし、この事業額及び採択件数については、提案の内容に応じ加減算がありうる。

＜再委託事業において想定される各事業者の役割＞

- ・ i) POS等のビッグデータの収集・加工・維持・提供  
(例：ビッグデータ利活用コンサルタント企業等)
- ・ ii) SNS等のビッグデータの収集・加工・維持・提供  
(例：ビッグデータ利活用コンサルタント企業等)
- ・ iii) POS等のビッグデータを活用した新指標開発  
(例：大学等の研究機関、民間企業等)
- ・ iv) SNS等のビッグデータとその解析技術を用いた新指標開発・評価・検証  
(例：大学等の研究機関、民間企業等)
- ・ v) POS、SNS等のビッグデータ、及び政府統計等を組み合わせた新指標開発  
(例：大学等の研究機関、民間企業等)
- ・ vi) 新指標の算出・公開サービスの実装・提供  
(例：ITサービス提供事業者等)

② 実証事業評価委員会の設置

- ・ 上記再委託事業の実施に際しては、受託者は外部有識者から成る評価委員会を設置し、各実証事業の個別評価を行うと共に、事業全体について指導・助言・評価等を行う（事業期間中に評価委員会を3～4回程度開催予定）。
- ・ 評価委員は、統計学、経済学、人工知能、ビッグデータ関連ビジネスに関する有識者（学者、事業担当者等）より4名程度で構成する。
- ・ 外部有識者の選定に当たっては、受託者が候補者の推薦名簿を作成・提出し、経済産業省の了解を得るものとする。また、公正性、公平性確保の観点から、評価期間を十分確保するとともに、評価点の異常値の排除や、評価者の選定において再委託事業者との関係を精査すること。
- ・ 評価委員会の運営にあたっては、評価委員の他に経済産業省の職員（3名程度）を含める他、速記等を準備し、議事録を作成すること。
- ・ 各委員への謝金は受託者が支払うこと。

③ 実証事業に対する指導、助言、進捗管理等

- ・ 受託者は実証事業の適切な実施のために、通年にわたり、実証事業に対する指導・助言、進捗状況の管理を行うこと。
- ・ 受託者は実証事業を管理する担当者（以下、「実証事業管理担当者」）を配置し、再委託事業者に対し随時適切な指導、助言を行うこと。具体的には、隔週1回程度実証事業の進捗状況の確認、会計等の管理を行い、必要に応じて、現地に赴く等の方策により、適切な指導、助言を行うとともに、事業の進捗状況等については、経済産業省へ報告を行うこと。
- ・ 実証事業の実施期間は、本事業の事業実施期間内とし、受託者は再委託事業者から実証

事業に関する報告書を提出させること。

- ・再委託契約期間終了後、速やかに受託者において配置した実証事業管理担当者、及び会計処理担当者の2名以上により、確定検査を行うこと。1名での確定検査は認めない。
- ・原則として、本事業の事業実期間内に再委託事業者へ支払いを完了させること。

## (2) ビッグデータの利活用に関する有識者委員会の運営、及び新指標への活用に向けた包括的調査事業の実施

### ① ビッグデータの利活用に関する有識者委員会の運営

平成27年度「ビッグデータとその解析技術を活用した新指標の開発事業（プラットフォーム構築検討）」における研究会での検討・とりまとめ内容<sup>1</sup>を受けて、(1)②における評価委員4名程度と検討会の開催に必要な専門委員を6名程度選定して有識者委員会（下部組織のWGを含む）を設置し、ビッグデータの統計作成業務への利活用、活用に必要な規制・ルール整備、政府統計用品目マスター管理手法等について、検討を行い、経済産業統計の一層の向上に向けた改善方針（案）を取りまとめる。

特に、政府統計用品目マスター管理手法など、より詳細な検討が必要な個別テーマの議論に当たっては、個別テーマに関する専門的知見を有する有識者や、流通・物流事業者、メーカー、購買情報に関連するサービス提供事業者等からなるWGを設置し、より詳細な検討を実施する。

想定される検討事項は以下の通り。

- ・ビッグデータ（POS、IoTデータ等）の統計作成業務への利活用検討
- ・ビッグデータ（POS、IoTデータ等）活用に必要な規制・ルール整備内容の検討
- ・新指標の算出に用いるデータの部分的な公開、二次利用の可否検討
- ・本実証事業の評価、次年度実証への課題、及び対応策の抽出検討
- ・IoT、ビッグデータ、AI技術を活用した政府統計用品目マスター管理手法の検討
- ・システムの在り方（データ管理主体、各種マスター分類との連携など）の検討 等

有識者委員会は、全体で3～4回程度経済産業省庁舎内で開催することに加え、必要に応じて(1)のi)、ii)、iii)、iv)、v)、vi)の各分野における有識者ないし専門委員に個別ヒアリング等を実施し、検討結果を取り纏める。

なお、有識者委員会、及び個別ヒアリング実施の際は、各外部有識者に守秘義務を課し、各外部有識者の持つアイディア・ノウハウ等の保護に細心の注意を払うこと。

### ② ビッグデータの利活用に向けた包括的調査事業の実施

(2)①の有識者委員会等での検討結果、再委託事業の状況及び成果を踏まえ、さらに深く追求すべき事項や大局的に捉える事項について、POSデータ、SNSデータの他、

<sup>1</sup> 平成27年度「ビッグデータとその解析技術を活用した新指標の開発事業（プラットフォーム構築検討）」報告書  
[http://www.meti.go.jp/meti\\_lib/report/2016fy/000382.pdf](http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2016fy/000382.pdf)



センシングデータなどのI o Tデータ等のビッグデータの利活用に向けた基盤整備に関わる課題を抽出し、課題の整理及び対応策について整理・分析を行い、包括的な調査を実施すること。

A) 運営にあたって

- ・ 専門委員の選定にあたっては、受託者が候補者の推薦名簿を作成・提出し、経済産業省の了解を得るものとする。
- ・ 有識者委員会の運営にあたっては、委員の他に経済産業省の職員（3名程度）、他府省の職員（3名程度）を含める他、速記等を準備し、議事録を作成すること。

B) 調査の内容等について

- ・ 調査の内容等については、有識者委員会の委員等の意見を反映するとともに、経済産業省と相談しながら決定すること。

C) 調査手法について

- ・ 机上調査及び訪問調査（国内外）

POSデータ、SNSデータに加え、センシングデータなどのI o Tデータ等のビッグデータを活用した大学等の研究機関や民間企業における先行研究及び取組事例や、ビッグデータの活用に必要な規制・ルールの整備や検討状況の情報収集及び訪問調査（国内外）を行うこと。

特に、統計分野におけるビッグデータ分析等におけるAI活用事例、政府統計のオープンデータ化の事例等、各国政府関係機関等におけるビッグデータに関する取組状況については、ビッグデータの公的統計分野への有効活用、統計技術的、法的、行政的側面の各問題等、国連統計委員会（公的統計のためのビッグデータに関する国連グローバルワーキンググループ）での検討状況を踏まえつつ整理・分析を行い、その結果について有識者委員会に報告すること。

D) 謝金について

- ・ 各委員への謝金は受託者が支払うこと。

(3) 成果のとりまとめ・普及活動

(1)～(2)の各事業の成果を取りまとめるとともに、評価委員会、有識者委員会での検討の結果等を踏まえ、技術的・制度的観点から、POS、SNS、I o Tデータ等のビッグデータ、及び政府統計や各種行政記録情報等のオープンデータ等を活用した経済産業統計の一層の向上に向けた改善方針について具体的提案を取りまとめ、報告書を作成する。当該報告書は、事業終了後に経済産業省に提出するとともに、成果報告会の開催等を通じて、広く広報するものとする。

また、本事業により得られた知見等については、ポータルサイト等を通じて、ユーザーに広

く周知することとする。

なお、事業期間終了後も、本事業により得られた成果の普及に努めるものとする。

### 3. 知的財産マネジメントに係る基本方針

本事業の実施によって、知的財産権を得た場合は、その旨を遅滞なく経済産業省に報告する等を要件として、産業技術力強化法第19条に基づき、経済産業省は当該知的財産権を譲り受けないこととします。

また、当該知的財産権の取扱いについては、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」（平成27年5月）を踏まえることとし、詳細については経済産業省と協議するものとする。

（注）委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン

<http://www.meti.go.jp/press/2015/05/20150515002/20150515002-1.pdf>

### 4. 事業実施期間

契約締結日～平成29年3月31日

### 5. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。）

①日本に拠点を有していること。

②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。

③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

④複数の法人によるコンソーシアムでの申請の場合、構成企業等間の責任と役割が明確化されていること。

⑤予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。

⑥経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領（昭和38年6月26日付け38会第391号）により、平成28・29・30年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付されている者であること。

⑦経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

⑧企画競争募集要領の交付を受けた者であること。

## 6. 契約の要件

- (1) 契約形態  
委託契約

- (2) 採択件数  
1件

- (3) 予算規模  
約2億円を上限とします。  
なお、最終的な実施内容、契約金額については、経済産業省と調整した上で決定することとします。

- (4) 成果物の納入  
事業報告書の電子媒体1部を経済産業省に納入。  
※ 電子媒体を納入する際、経済産業省が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入。

- (5) 委託金の支払時期  
委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。  
※事業終了前の支払い（概算払）が認められる場合は制限されていますのでご注意ください。

- (6) 支払額の確定方法  
事業終了後、受託者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。  
支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

## 7. 応募手続き

- (1) 募集期間  
募集開始日：平成28年6月28日（火）  
締切日：平成28年7月26日（火）10時必着

- (2) 説明会の開催  
開催日時：平成28年7月5日（火）16時～17時  
説明会への参加を希望する方は、11. 問い合わせ先へ電子メールで7月4日（月）16

時までにご連絡ください。

連絡の際は、メールの件名（題名）を必ず「I o T推進のための新産業モデル創出基盤整備事業（ビッグデータを活用した新指標開発事業）説明会出席登録」とし、本文に「所属組織名」「出席者の氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「電話番号」「FAX番号」「E-mailアドレス」を明記願います。

なお、会場の都合により、説明会への出席につきましては、応募単位毎に2名まででお願い致します。（複数組織での共同応募を予定されている場合は共同で応募される複数組織を一応募単位とし、その中から2名までの出席でお願い致します。）説明会の会場につきましてはご登録頂きました、「E-mailアドレス」までご連絡致します。また、出席者多数の場合は説明会を複数回に分け、時間を調整させて頂くことがありますので、予めご了承下さい。

### （3） 応募書類

① 以下の書類を一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、「I o T推進のための新産業モデル創出基盤整備事業（ビッグデータを活用した新指標開発事業）申請書」と記載してください。

- ・申請書（様式1）＜申請書1部＞
- ・企画提案書要約版（様式2）、詳細版（別紙）＜10部＞
- ・会社概要票（様式3）及び直近の過去3年分の財務諸表＜10部＞

※企画提案書の内容について、より詳細に記載したい場合は適宜の書式にて説明書類を追加すること。

② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

### （4） 応募書類の提出先

応募書類は持参又は郵送により以下に提出してください。

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 大臣官房調査統計グループ 調査分析支援室

「IoT推進のための新産業モデル創出基盤整備事業（ビッグデータを活用した新指標開発事業）」担当あて

※ FAX及び電子メールによる提出は受け付ません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

## 8. 審査・採択について

### (1) 審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案内容に関するプレゼンテーションを行って頂きます。この際、追加資料の提出を求める場合があります。

### (2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

番号	審査基準
0	5. の応募資格を満たしているか。
1	<p>事業実施内容・方法</p> <p>1 事業実施内容（必須）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業の目的を理解しているか。</li> <li>・ 本事業の内容を正しく理解しているか。</li> <li>・ 本事業の目的・内容を踏まえた上で、事業内容や取りまとめる項目等の基本的方針を具体的に示しているか。</li> <li>・ <u>具体的かつ詳細か。</u></li> <li>・ <u>募集要領に示した目的・内容の他に、本事業を効率的・効果的に実施するための新たな提案がなされているか。</u></li> <li>・ <u>提案の内容は、本事業目的を達成する上で、有効かつ妥当なものであるか。</u></li> </ul> <p>2 事業実施方法（必須）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業の目的・内容を正しく理解した上で、整合性のある実施方法を提案しているか。</li> <li>・ 実証事業の成果の得られる時期を明確にしているか。</li> <li>・ 実施結果の取りまとめ方法について、事業の目的・内容と整合性のあるものを提案しているか。</li> <li>・ <u>具体的かつ詳細であって確実性の高いものか。</u></li> <li>・ <u>募集要領に提示した事業実施方法以外に、本事業を効果的・効率的に実施するための新たな提案がなされているか。</u></li> <li>・ <u>再委託事業者の選定において、競争性・透明性確保に向けた提案をしているか。</u></li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案の内容は、本事業目的を達成する上で、有効かつ妥当なものであるか。</li> </ul>
2	<p>事業実施計画</p> <p>1 事業実施計画（必須）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な作業計画が提案されているか。</li> <li>・事業実施計画（スケジュール）に経済産業省の示す要件が満たされているか、その内容は妥当かつ現実的か。</li> <li>・効果的な経済産業省との打合せ、定期的な報告を意識した作業計画が提案されているか。</li> <li>・事業実施計画（スケジュール）に、事業を適切に実施する根拠（人員、手順等）が示されているか。</li> <li>・事業実施手順について事業を効率的に実施するための工夫が示されているか。</li> </ul>
3	<p>事業実施能力</p> <p>1 実施体制（必須）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の体制図及び役割が、事業内容と整合しているか。</li> <li>・実施体制図には、氏名、役職、役割分担等が明確に示されているか。</li> <li>・POS、SNS、IoT等ビッグデータ、AI、及びIT分野等の専門知識を有する人材が内部に確保出来る、又はその為の体制が組めているか。</li> <li>・再委託事業者の事業管理を行うに際し、適切な会計管理及び指導が出来る専門知識を有する人材が内部に確保出来る、又はその為の体制が組んでいるか。</li> <li>・評価委員会、有識者検討委員会を設置・運営し、関係する分野における適切な委員を招集出来る優れた人材ネットワークを有しているか。</li> <li>・担当者の業務が重複している場合、管理者等が相互調整できる体制・分担となっているか。</li> <li>・本事業に当たっての人員補助など確実性の高いバックアップ体制が示されているか。</li> <li>・経済産業省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。</li> </ul> <p>2 組織としての専門性（任意）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織として事業内容に関する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。</li> <li>・組織として独自の知見、強固なネットワークや優れた情報処理能力を有しているか。</li> </ul> <p>3 事業従事予定者の専門性（任意）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業従事予定者に、事業内容に関する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。</li> <li>・事業従事予定者に、事業内容に活かされる専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。</li> </ul> <p>4 事業執行のための経営基盤・管理体制（必須）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業遂行のための経営基盤を有しているか。</li> <li>・支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等を有しているか。</li> <li>・事業遂行に必要な情報セキュリティ体制を有しているか。</li> </ul>
	<p>5 ワーク・ライフ・バランスの推進状況（任意）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>女性活躍推進法<sup>2</sup>、次世代法<sup>3</sup>、若者雇用促進法<sup>4</sup>の何れかに基づく各種認定を取得しているか。</u></li> </ul>
4	<p>事業実施に係る工数及び総額</p> <p>1 事業実施に係る工数（必須）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「2. 1 事業実施計画」にて提案した事業実施方法を実現するために必要な工数を、募集要領における業務の中項目単位で事業従事予定者のクラス別（主任研究員、研究者等）の工数を記述されているか。</li> </ul> <p>2 事業総額（必須）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「2. 1 事業実施計画」にて提案した事業実施方法を実現するために必要な事業総額が、募集要領10.（1）経費の区分に応じて記載されているか。</li> <li>・人件費及び再委託費に関する項目が「3. 1 実施体制」、「4. 1 事業実施に係る工数」に記載した内容と整合性が図られているか。</li> <li>・総額は募集要領6.（3）予算規模の上限内に収まっているか。</li> </ul>

### （3） 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

## 9. 契約について

採択された申請者について、国と提案者との間で委託契約を締結することになります。

なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

## 10. 経費の計上

### （1） 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必

2 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」

3 「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」

4 「青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）」

要な経費であり、具体的には以下のとおりです。＜事業の性質に応じて不要な経費があれば、下記から適宜削除すること＞

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
備品費	事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費
(借料及び損料)	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）の購入に要する経費
外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者を外注するために必要な経費（請負契約）
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例) 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） 設備の修繕・保守費 翻訳通訳、速記費用 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等
III. 再委託費	発注者（国）との取決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他者に行わせる（委任又は準委任する）ために必要な経費
IV. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費



V. 消費税	消費税及び地方消費税として、小計×8%（小数点以下切捨て） ※消費税及び地方消費税にかかる免税事業者にあつては、課税売り上げにかかる消費税及び地方消費税については、計上することができない。
--------	---

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係ない経費

11. 問い合わせ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1  
 経済産業省 大臣官房調査統計グループ 調査分析支援室  
 担当：齋藤、杉浦  
 電話：03-3501-6624  
 E-mail：bigdata-statistics@meti.go.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「IoT推進のための新産業モデル創出基盤整備事業（ビッグデータを活用した新指標開発事業）」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上